

Readers Leaders
リーダーズ式
2018

必勝パターンマスター講座

プレ全体講義

学習法レジюме



リーダーズ総合研究所

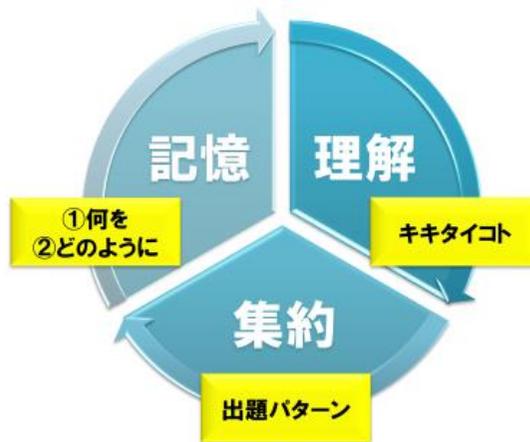


辰巳法律研究所
Tatsumi legal institute

【必勝パターンマスター講座 プレ全体講義】

1 学習法	1
2 問題演習	8

① リーダーズ式☆3ステップ学習法



1 総説

(1) リーダーズ式☆3ステップ学習法

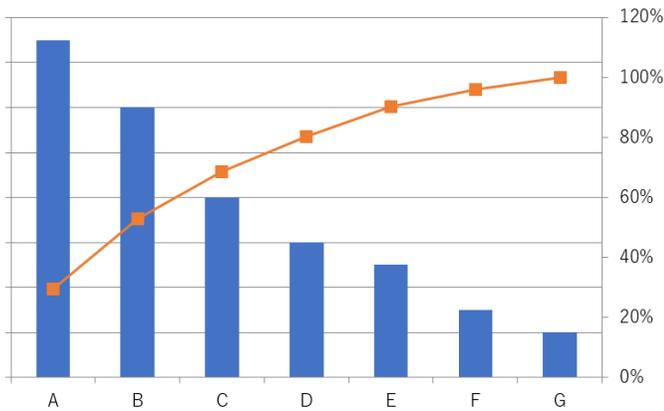
リーダーズ式☆3ステップ学習法とは、①理解→②集約→③記憶という3ステップで、資格試験の学習をしていく方法論をいう。もともと、資格試験の学習においては、記憶が重要となってくるため、実際には、③記憶→②集約→①理解というように、記憶から逆算した学習が大切である。

この3ステップ学習を行う前提として、各科目、本試験で出題される大問となる各テーマに、どのようなテーマがあるのかを意識しておく必要がある。

(2) パレートの法則(80:20の法則)

前述のように、本試験で出題される大問となる各テーマを分析してみると、本試験に毎年出題されているテーマ、2～3年おきに出題されているテーマ、10年おきくらいに出題されているテーマ、未出題のテーマなど、各テーマの本試験での頻出度というものがわかる。

すべてのテーマについて、万遍なく学習していくのが理想ではあるが、可処分学習時間が少ない社会人の方には、そういう勉強は時間的にも難しい。そこで、本試験に頻出しているテーマから、ABCというように重要度のランク付けをして、日々の学習にも優先順位を付けていくことが必要となる。



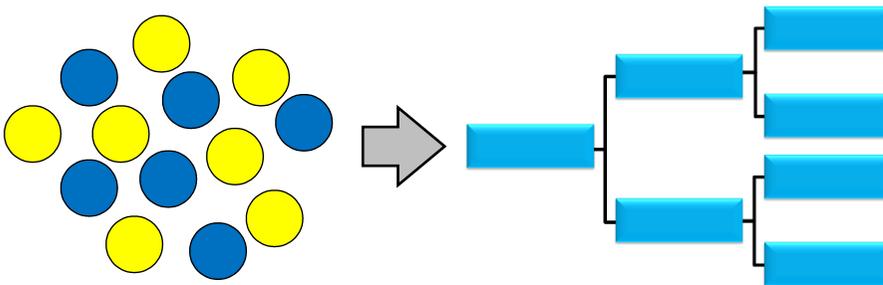
ここで参考になるのが、パレートの法則である。パレートの法則とは、経済において、全体の数値の大部分は、全体を構成するうちの一部の要素が生み出しているという理論をいう。80:20の法則ともいう。

パレートの法則により、まずは、本試験でも頻出しているAランクのテーマについて優先的に学習を進めていくことで、行政書士試験の合格点である180点を取ることができる確率が上がっていくはずである。

2 各論

(1) 理解

資格試験の学習をする際に、まずは、各テーマの内容を理解することが必要である。民法の場合、本試験で問われるのは、条文と判例の知識であるから、各条文の制度趣旨、要件・効果、判例のロジックや結論を、1テーマずつ理解していかなければならない。



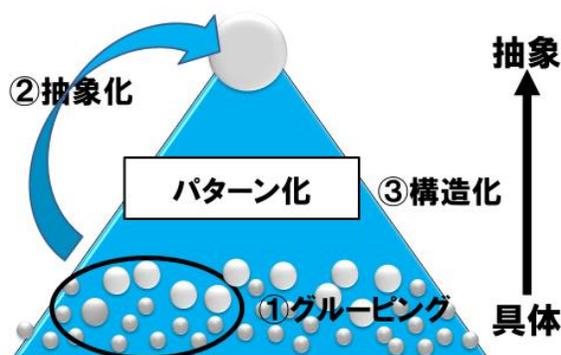
この理解の段階で大切なことは、ひとつひとつの知識をバラバラに理解するのではなく、常に、全体→部分というように、体系的に理解していくことである。細かい知識は、時が経つにつれて、すぐに忘れてしまうが、体系的に理解した知識は、時が経っても忘れにくくなるはずである。

このように、理解の段階においても、記憶から逆算した体系的な理解が必要となる。

(2) 集約

資格試験の学習において、記憶すべき知識は膨大であり、そのすべてを記憶することは難しい。そこで、記憶量を減らして、知識の精度を上げていくために、知識を集約化していく必要がある。

資格試験においては、本試験でよく問われるテーマや内容というものが存在するため、その頻出テーマの出題パターンを掴むことが、どの資格試験においても、短期間で合格するための秘訣である。



出題パターンを掴むためには、過去問などの問題を各テーマごとに、①グルーピング→②抽象化→③構造化していく必要がある。抽象化とは、一見すると表面が違って見えるものの中に、共通点を発見することをいう。

なお、過去問は、それを何回も繰り返し解いて、問題と解答を記憶していくためのツールではなく、①どのようなテーマから、②どのような内容の問題が、③どのような視点から出題されているのか、その出題パターンを掴むためのツールである。

前述したように、本試験で問われているのは、過去問そのものではなく、条文と判例の知識であることがわかれば、過去問をただ何回も繰り返し解く必要性がないことは自ずとわかるはずである。

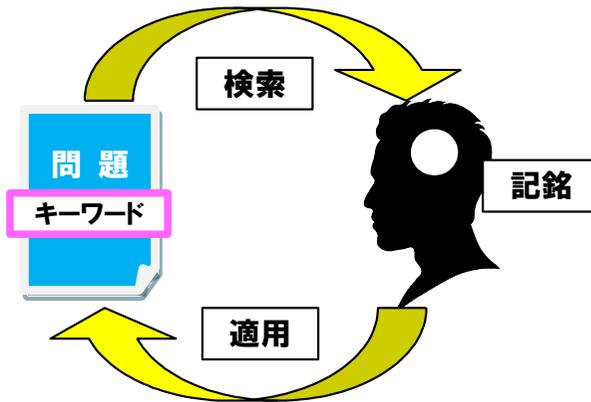
(3) 記憶

資格試験の学習においては、理解して集約した知識は、最後に記憶しておかなければならない。したがって、資格試験の学習においては、常に、①何を、②どのように記憶しておけば本試験で得点できるのかということを意識しておく必要がある。記憶から逆算した学習法である。

例えば、テキスト等に記載してある図表などでも、すべてを記憶する必要はなく、どこを、どのように記憶しておけば得点できるのかを、過去問などの分析によって把握しておけばよい。

また、知識を数回見直ただけで記憶することができる人は、ほとんどいないので、本試験までに、集約化した知識が記載されているツールを、何回も、何十回も見直していく必要があるのは、当然である。

② 問題を解くための3段階プロセス



1 総説

通常、問題を解くときには、まず、問題文中の「キーワード」を発見して、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」していく。

次に、その「検索」した前提知識を、問題文の事例に「適用」(あてはめ)して、正誤の判断をしていく。

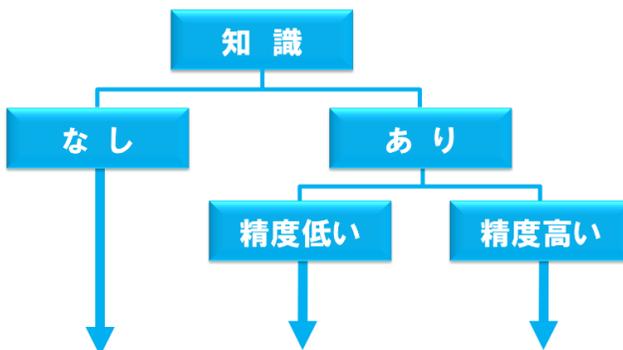
このプロセスを図解していくと、上記のように、前提知識の①「記銘」→②「検索」→③「適用」という順番になる。

したがって、問題が解けないという場合、この前提知識の①「記銘」→②「検索」→③「適用」のどこかで躓いていること(ボトルネックが存在すること)が、その要因として考えられる。

2 各論

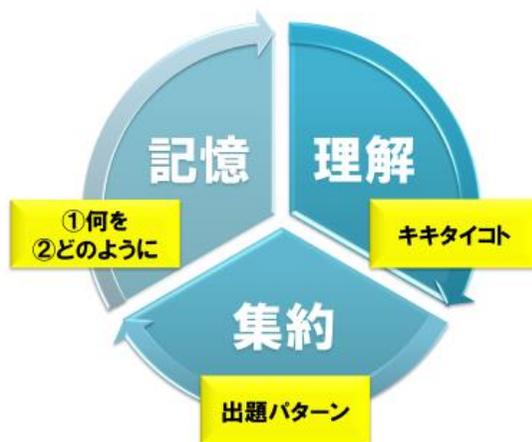
(1) 記銘

本試験(法令科目)では、主に、条文と判例の知識を問うため、本試験で問題が解けない最大の要因は、前提知識の「記銘」の段階にあると思われる。つまり、問題を解くために必要な前提知識が「ない」か、あるいは、前提知識が「ある」けれども、その精度が低いことが、試験で問題が解けない最大の要因である。



問題を解くために必要な前提知識が「ない」場合、知識を入れていけば、問題が解けるようになるはずである。もっとも、問題を解くために必要な前提知識が「ある」場合でも、その知識の精度が低ければ、問題を解くことができない。

知識の精度が「低い」というのは、リーダーズ式☆3ステップ学習法(①理解→②集約→③記憶)でいうと、①「理解」が不十分である場合と、③「記憶」が不十分である場合を意味する。



「理解」が不十分である場合、前述のように、各条文の制度趣旨、要件・効果、判例のロジックや結論を、1テーマずつ理解していかなければならない。

この「理解」の段階で大切なことは、ひとつひとつの知識をバラバラに理解するのではなく、常に、全体→部分というように、体系的に理解していくことである。細かい知識は、時間が経つにつれて、すぐに忘れてしまうが、体系的に理解した知識は、時間が経っても忘れにくくなるはずである。このように、理解の段階においても、記憶から逆算した体系的な理解が必要となる。

他方、「記憶」が不十分な場合の典型が、選択肢を二択まで絞れたにもかかわらず、間違っている方を選んでしまった場合である。

「記憶」が不十分な場合、日頃の学習の中で、記憶の作業の時間を十分に取っているかどうかの問題となる。また、資格試験の学習においては、常に、①何を、②どのように記憶しておけば本試験で得点できるのかということを意識しておく必要がある。

(2) 検索

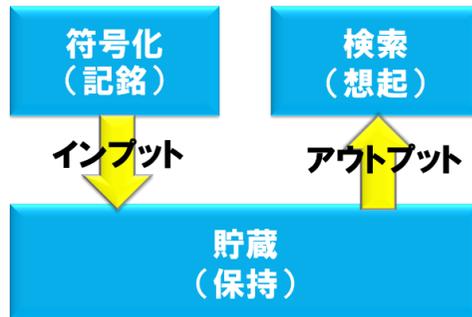
問題が解けるようになるためには、その問題を解くために必要な前提知識が「記憶」されていることが必要である。しかし、問題を解くために必要な前提知識が「記憶」されていたにもかかわらず、問題が解けない場合がしばしばある。例えば、あとで解答を見て、「ああ！あのことを書けば良かったのか！」というような場合である。

通常、問題を解くときには、問題文中の「キーワード」に反応して、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」していく。つまり、問題文中の

「キーワード」というのは、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」する際のトリガー(引き金)となる重要なものである。

その意味では、問題文中の「キーワード」に気づくかどうか、問題を解くうえでも、かなり重要な要因となってくる。

したがって、問題が解けるようになるためには、問題文中の「キーワード」から前提知識を「検索」していく、いわゆる「検索」パターンを作っておくのが効果的といえる。問題を解く時間が遅く、本試験でも時間が大幅に足りなくなる方は、この前提知識の「検索」が上手く出来ていないのが、ひとつの要因ではないかと思われる。



通常、受験業界では、問題を「解く」ことがアウトプットと云われているが、本当は、問題を「解く」こと自体が重要なのではなく、その問題を解くのに必要な前提知識をスムーズに出力すること、すなわち、「検索」することができるかが重要なのである。

①符号化(記銘)→②貯蔵(保持)→③検索(想起)という記憶のプロセスからもわかるように、前提知識を記憶する際にも、検索(想起)が重要となる。したがって、日頃の学習においても、問題文中の「キーワード」から前提知識を「検索」していく、いわゆる「検索」トレーニングを行っていくことは、前提知識を長期記憶に定着化させるためにも効果的な学習法といえる。

(3) 適用

知識優位型の問題であれば、前提知識の①「記銘」と②「検索」がきちんと出来れば理論上は、解答を導けるはずである。これに対して、現場思考型の問題の場合、最後のステップである、③「適用」(あてはめ)が上手に出来ないため、解答を導くことができないケースが多々出てくる。

民法では、前提知識を事例に適用して解答を導いていく事例問題が多い。したがって、この「適用」(あてはめ)が上手に出来ないと、民法においては、得点していくことが難しくなる。

「適用」(あてはめ)が上手に出来るようになるためには、ある程度、「適用」(あてはめ)のトレーニングが必要となるが、この「適用」(あてはめ)にも、一定のパターンがあるので、「適用」(あてはめ)のパターンを習得していくのが効果的である。

【MEMO】

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F
TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F
TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）